

平成23年7月25日

社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一 殿

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たっての 労働者派遣法の遵守に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

被災地においては、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が実施されているところですが、この度、建設業務については、労働者派遣事業が禁止されているにもかかわらず、労働者派遣が行われている事案が生じております。

これは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（別添1）に違反するものです。

貴団体におかれましては、全国の会員企業に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たっての、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の遵守に向けて、下記の点につき、改めて周知啓発していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

一、土木、建設その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備に係る業務である建設業務については、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第4条第1項第2号）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、建設業務など労働者派遣事業が禁止されている業務に派遣労働者を従事させてはなりません（労働者派遣法第4条第3項）。

二、一般労働者派遣事業の許可を受けずに、又は特定労働者派遣事業の届出をせずに、労働者派遣事業を行うことはできません（労働者派遣法第5条第1項及び第16条第1項）。

労働者派遣の役務の提供を受ける者は、無許可・無届出で労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはなりません（労働者派遣法第24条の2）。

労働者派遣事業の許可・届出事業者の一覧については、「人材サービス総合サイト」（<http://jinzai-sougou.go.jp>）において確認できます。

三、建設業務については、外部の労働力を利用する場合には、請負により業務を処理することができます。しかし、請負の形態で行う場合には、発注者が請負労働者に指揮命令をすれば、偽装請負として、違法な労働者派遣に当たることがあるので、そのようなことが行われないう十分に注意してください。

労働者派遣と請負との区分については、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）の規定（別添2）及び「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（37号告示）に関する疑義応答集」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/haken-shoukai03.pdf>)を確認してください。

厚生労働省 職業安定局長

森 山 寛

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
(昭和60年法律第88号) (抄)

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一 (略)

二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)

三 (略)

2 (略)

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2・3 (略)

(派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

第24条の2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

○ 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準

(昭和61年労働省告示第37号)

第1条 この基準は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に伴い、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業（法第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。以下同じ。）に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることにかんがみ、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。

第2条 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の各号のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。

一 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

イ 次のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。

ロ 次のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

② 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと。

ハ 次のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。

① 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。

② 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。

二 次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。

イ 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。

ロ 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。

ハ 次のいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

① 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

② 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

第3条 前条各号のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第二条第一号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。